

官制は如何に叙述されるか

—『周礼』から『会典』へ—

谷 井 俊 仁

要旨：本稿は、明清時代の『会典』の源流が『周礼』にあるとの説を検証すべく、官制叙述の体例を通史的に検討したものである。『周礼』は偽書であるが、官制の全体を描くことは世界を描くことになるとの思想のもと、一代の官制の全体像を描きだした。それは、応邵『漢官儀』『漢官』から『六典』に及ぶ中世の官制叙述に深甚なる影響を及ぼし、ここに史部職官書が成立する。しかし中世後期になると、官制が世界を代替するとの考えは薄れ、ここに様々な事体を列挙し、その一環として官制を描く書が出現する。それが史部政書であり、杜佑『通典』がその祖となる。『会典』は政書であるが、国制の全体像を提示することに編纂目的があり、その点において『周礼』との系譜関係が見出される。

関心の所在

孫詒讓は光緒25年に書いた『周礼正義』の序において、歴史（「古今」）とは年月を重ねて成立したものであり、その治迹と礼俗の習いには、今と昔で異なっているものもあり、変わらないものもあると述べた。彼がこのように述べたのは、『周礼』にみえる普通の相に中国の自強の可能性を見出したからに他ならないが、そのひそみに倣えば、明清官僚制研究にも現代中国研究とは異なった意味での現実性があることなるう。

明清官僚制の基礎史料が『会典』であることは言を待たない。『大明会典』『大清会典』はよく使われる史料ではあるが、これらが如何なる性格をもっているのかは、あまり追究されていない。しばしば引用されるのは、滋賀秀三の会典＝国制総覧説である。

『会典』は、唐の律令や明清の律例などと異なって、法典と称すべきものではない。……それは制度や規則を新たに定立する作用をもつものではなくして、現存するそれらを体系的に記述し集成するもの、いわば国制総覧とでもいうべき書物である。国家にいかなる官職が存在するかの列記を軸として、各官職についてその職掌に属する諸制度の記述を展開するという形で、全体がまとめられている。かような書物の形式は、古く唐の『六典』に由来し、さらにさかのぼれば経書の一つである『周礼』にその原型が求められる¹。

筆者もこの説を承認するものであるが、これで『会典』の性格論が片付いたとも思わない。我々は、滋賀の辿りついた地点からさらに前進せねばならない。

たとえば滋賀は、『会典』は各官職についてその職掌・制度を記述するというが、『会典』には外官が欠落している。そこに記されているのは、京官だけである。されば読者が按察司とは何ぞや、という疑問をもったとしても、『会典』はすぐには答えてはくれない。按察司の文字を求めて『会典』の全冊を繰らねばならない。

さらには『会典』の源流が『周礼』であるならば、『周礼』の精神がどのように息づいているのかも検討されねばならない。滋賀は、「各王朝がいうなれば現代版周礼を持ちたいと願ったところから、この『典』系列の編纂物が生まれたとすることができるかも知れない」との発

言をしているが²、一方は経書で一方は史書である。両者はどこが似ていて、どこが違うのか。この問題への解答は、後の者に委ねられている。

本稿が扱うのは後者の課題であって、『周礼』と『会典』の叙述にどのような関連があるのかを、官制叙述の歴史を追うことによって検討したものである。言うまでもなく『周礼』は礼書、『会典』は政書であって、別類型の書物である。そのため両者の官制叙述を直接関係づけるのは無理があるので、中間項として職官書を介在させた。『周礼』から職官書、職官書から『会典』というようにつなげて、はじめてその間に連絡をつけることができる。本稿における検討も、多くが職官書の官制叙述について費やされている。

『周礼』は不思議な書である。それは『周官』とも呼ばれるが、この二つの名前は、どちらも一面を突いていながら全体を適切に示していない。四部分類からすれば、それは経部の礼類に属するけれども、その内容は官職の叙述であることから、礼書というには違和感が残る。それは、礼書のような職官書のような不思議な経書なのである。

『周礼』は、前漢の武帝のころ、李氏なる者が手に入れて河間献王に献じたが、冬官が欠けていた。王は千金でもって購おうとしたが果たせず、考工記で補って六篇としたという（『漢書』河間献王伝、『隋書』経籍志）。もちろん『周礼』を、現実の周の官制を描いた書とみることはできない。それは、周の官制に仮託して後世作られた偽書である。しかし『周礼』こそ、一代の官制全体を初めて体系的に叙述した書であった。官制についての断片的な叙述ならそれ以前から存在し、『周礼』以後も存在する。『周礼』が画期的なのは、それが官制の全体像を示したところにある。これは、それ以後の官制叙述に深刻な影響を与え、『周礼』は、その偉大な模範を提供することとなった。

しかし問題は、それが遙か明代の『会典』まで影響を及ぼし続けているのか、ということである。よって第一節では、『周礼』が事実上出現した新、後漢から中世前期六朝までの官制叙述を検討する。この時代は、官制叙述が『周礼』の深刻な影響を受けた後、次第に独自の発展を示し始める時期である。第二節では『大唐六典』の出現を中心に、中世後期から近世前期宋代までの官制叙述を検討する。この時代は、『周礼』の影響から離脱し、それとは別系統の官制叙述が盛行していく時代である。第三節では、宋元明の『周礼』研究を概観した上で、『周礼』が『会典』の叙述に影響を及ぼしているかどうかについて判断し、最後に以上から明らかとなった今後の課題について展望する。

ここで予め筆者のとるアプローチについて述べておく。本稿では官制の実態には一切踏み込んでいない。問題としているのは、官制をどのように描くかという叙述の体例である。本稿は史学史の論考であって、百官公卿表、百官志、職官書、政書などが、『周礼』の官制叙述の体例をどのように消化し、自らの叙述のスタイルを生みだしてきたかを検討しているのである。筆者は、体例とは叙述の全体に適用されるが故に、撰者の対象に対する全体的な判断を反映していると考える。そのためある体例をとると、一面はよく描けるのであるが、別の一面は描けないか、描きにくくなる。たとえば『周礼』は、官制を無時間的にとらえた叙述であるから、その動態については沈黙する。史料は、それぞれが何らかの体例をもっているものであり、そのような体例について理解しておくことは、史料がもっている官制の描き方の癖というべきものを明らかにすると共に、一方で撰者の官制観をも示すものとなるのである。

筆者は近年一貫して清朝官僚制の構成原理に関心をいじめてきた。本稿はそれらの史料、とりあえずは『会典』を上記の方法で考察するための、試作としての意味あいをもつ。問題は

大きく小篇のよく覆うところではないが、研究の進展のためには広く俯瞰することが要請される場合もある。菲才を省みずあえて試みるものである。

1 古代から中世へ

中国古代の官制についての断片的な叙述は、経書に見えるが、実在の官制の叙述を目的とし、且つその全体を体系的に描いたのは、『漢書』百官公卿表が最初である³。そこには後漢前期の官制観が反映している。

そこでは最初に漢に至るまでの官制の変遷が概観される。『易経』繫辞伝を引き、宓戲、神農、黄帝が民を教化した（「作教化民」）ことをのべ、『左伝』『尚書』に拠りながらその官制について断片的な記述がなされる。夏・殷はよく分からないが（「夏、殷亡聞焉」）、周になると官制は完備した（「周官則備矣」）。しかし周が衰えて春秋戦国時代になると、周の官は失われ職は乱れていく。そのような中で秦が天下を統一し、官制を新たにうち建てる。漢は、秦制に従ったのだという。

以上が百官公卿表の記す官制簡史であるが、これによると『周礼』の出現が、官制の理解に決定的な意味をもったことが理解される。なぜなら「周官すなわち備われり」と言われているのは、王莽の時に『周礼』が再出現し、百官公卿表がそれを参照したからである。『周礼』こそは、はじめて官制について全体的、体系的な理解を示した書であった。

後漢の始め、漢制全体に対して『周礼』に匹敵するような体系的叙述があったとは考えられない。『漢書』藝文志でそれに相当するような書を搜してみると、諸子略、陰陽に『五曹官制』5篇、『衛侯官』12篇がある。前者は「漢制、賈誼の条する所に似たり」といい、後者は「近世。作者を知らず」という。これらの書が陰陽家に入れられているのは、陰陽、四時、八位、十二度、二十四節はそれぞれ「教令」があり、「天下の綱紀」となっていると理解されていたからであろう（司馬談六家要指）。陰陽とは秩序の謂いなのであって、制度に関する叙述があっても不思議ではない。

藝文志で『周礼』こと『周官経』は6篇とされているので、『五曹官制』『衛侯官』はそれに匹敵するかそれ以上の大部な書である。しかし書名から判断する限り、これらは漢の官制に対する部分的な叙述であって、全体についての体系的叙述ではないと考えられる⁵。

『漢書』藝文志に明らかなように、当時史部概念はまだ成立していなかった。されば官制の全体を体系的に叙述しようとするならば、礼の概念に拠るしかなかった。司馬遷は、『史記』礼書の冒頭で、「人道は経緯万端にして、規矩の貫かざるところ無し。誘進するに仁義を以てし、束縛するに刑罰を以てす。故に徳厚き者は位尊く、禄重き者は寵榮せらる。海内を総一し万民を整齊する所以なり」と述べ、位や禄といった官制内秩序を礼制の一環として把握している。また百官公卿表が、宓戲氏らの官制を教化（「作教化民」）として位置づけたのも同様である。礼制は、人道の全体を包括的に概観しうが故に、官制についても体系的な叙述が可能だった⁶。それを実現してみせたのが『周礼』だったといえる。

ただし礼の本義からすれば、むしろ官制の叙述を通じて人道の全体像を描いて見せたのが『周礼』だったと言った方がよい。このことを典型的に示しているのが天官大宰であって、その職掌に現われる六典（法典）、八灋（官制）、八則（行政）、八柄（用人）、八統（人間関係）、九職（職業）、九賦（賦税）、九式（支出）、九貢（貢納）、九兩（共同関係）によって執拗に世

界のあり方を開示していく。天官冢宰の賈疏に鄭玄の『三礼目録』を引き、「天は万物を統理す。天子冢宰を立て、邦治を掌らしむるは、また衆官を摠御し、職を失せざらしむ所以なり。司と言わざるは、大宰衆官を摠御し、一官の事を主とせざればなり」という。天が万物を包括的に治めるように、天子は冢宰を介してあらゆる官を治める。ここで「摠御衆官」と「主一官之事」が対比的に捉えられていることに注意せねばならない。天子は全体に対し、官は部分に対する。『周礼』は、天子の下にある官職を網羅的に叙述することによって、天が治める「万物」を叙述しようとした。これが『周礼』に対する鄭玄の基本的な理解であろう。されば宋の范祖禹も、「天地に四時有り、百官に六職有り。天下の万事は盡く此れに備わる」との感想を持った。（『経義考』巻120）。官制とは、「庶官を曠しくすること無かれ。天工、人それぞれに代わる」（『尚書』皐陶謨）といわれるように、本来からして天の仕業なのである⁷。『周礼』をして「壮大なユートピア」と評するのも、その意味で首肯される⁸。

『周礼』は本来『周官』と呼ばれていた。それを『周礼』とも呼ぶようになったのは、王莽の時に劉歆が本書に博士を立てるよう建言して以後である⁹。周制を天地春夏秋冬の六官に分け、それぞれ60、計360の官をそろえてみせたと称する『周官』の叙述は、人事全般に対する包括性と体系性をそろえている。確かにそれは礼と呼ぶに相応しい。

ただし周の官制については、藝文志の諸子略、儒家に『周政』6篇、『周法』9篇も著録される。前者は「周時の法度政教」、後者は「天地に法り、百官を立つ」という。章学誠は、これらは「官礼の遺」であって、礼類に移すべきであると主張する¹⁰。しかし儒家の書とは、「蓋し司徒の官より出で、人君を助け陰陽に順い、教化を明らかにするものなり」（藝文志）といわれるように、教化の点において礼書と内容を重複している。それらを礼書の分派と見ても不当とは言えず、章学誠の言うように移すのが適当とはいえない。

『周礼』の出現は、官制に対する理解に深甚なる影響を及ぼした。実際『漢書』百官公卿表は『周礼』を参照している。たとえば内史について「周官、秦因之、掌治京師、景帝二年分置左右内史……」という。ここで秦が周制に困ったと判断されたのは、『周礼』春官に内史が見えるからである。同様に司隸校尉が周官であるのも、秋官に司隸があるからである。

叙述方法も、『周礼』を踏まえている。

相国、丞相、皆秦官、金印紫綬、掌丞天子助理万機。秦有左右、高帝即位、置一丞相、十一年更名相国、緑綬。……

『周礼』では官制を、官名、爵等、員数、職掌から成るものとして記す¹¹。ここでは相国・丞相が官名、「掌丞天子助理万機」が職掌となる。爵等に相当するのが印綬で、印の素材、紐の色によって官の差等が示される（『漢書』百官公卿表上、『続漢書』輿服志下）。員数は欠けているが、これはその時々によって変わったため、それについては「秦有左右」以下の沿革で記される。

一方周官、秦官といった官の由来、および漢代における変遷を叙述したのは、百官公卿表の発明である。官職の沿革を書かざるを得ないのは、現実の官制が変化する動態だからである。『周礼』が官制を職掌、爵等などの静態構造として描くのは、『周礼』の作者が官制を機能・階層の観点だけから見ているか、偽書として動態まで構想できなかったかのどちらかである。

さらに、官を分類することなく叙述していくのも百官公卿表の発明といえる。『周礼』では、官が天地春夏秋冬に分類され、その下に個々の官がならぶ。現実の上に上位概念を設定するのは、礼的思惟の重要な特徴と思われる。しかし現実の漢の官制はそのように分類されていなかっ

た以上、百官公卿表が分類しなかったのは当然と言える。

このように百官公卿表は、『周礼』の叙述によりつつも、官制の現実を踏まえ、その動態を描くための創意を加えたものである。ただしそれは、半分が表の形式を取っている点において、『周礼』の叙述方法に徹していない。百官公卿表は上下二巻から成り、上巻が官職別、下巻が表形式の叙述をとる。

表形式をとったのは、『史記』巻22、漢興以来将相名臣年表を踏まえたからであろう。『史記』では横軸に年代、縦軸に大事記、相位、将位、御史大夫位をならべる。百官公卿表は、大事記は欠くものの、横軸に年代、縦軸に官名をならべ、しかも官名を格段に増やしている。百官公卿表は、前半は『周礼』、後半は『史記』という二つの叙述方法の合璧といえる。

この叙述方法は、その後、表を失う方向で進展する。当時官制叙述の模範は、百官公卿表ではなく『周礼』に求められており、『周礼』に表はない。『統漢書』百官志および劉昭注によると、後漢初、建武年間に新汲令であった王隆は『小学漢官篇』を作っている¹²。漢官は周官を踏まえての名前で、その内容は、「公卿外内の職」「旧制儀品」について論述したものである。本書は『隋書』経籍志に、王隆撰、胡広注『漢官解詁』三篇として著録され、表がないことが明言されている¹³。

また『漢官解詁』胡広注には、後漢中期安帝の時、好事者樊長孫が越騎校尉劉珍（千秋）に出した書簡を引く。それによると樊長孫は、「漢家の礼儀」についての記録が無いので、あなたが『周礼』に依擬して、位を定め職を分け、各々條序有るようにしたらどうかと提案し、劉珍は同意したという（『統漢書』百官志一、劉昭注所引）¹⁴。結局この仕事は完成を見なかったようであるが、官制叙述の模範が『周礼』に求められていたことがわかる。

後漢末の応邵の『漢官礼儀故事』にも表がない¹⁵。本書および『漢官解詁』が表をもたないのは、表にすると横軸に時間が現れ、縦軸の官名との交差箇所には任官者を書かざるを得ないからであろう。そうしないと表はほとんど空白となってしまう。しかし任官者を書くと、表は人についての叙述になってしまい制度についての叙述にならない。あくまでも書くべきは制度であると目標を定めた時、表形式は捨てられねばならなかった。

官制叙述における古代から中世への展開を考える時、応邵が本書に故事と名づけたのは、時代を反映している。そもそも史部書とは、中世において、国家経営の前例として漢の故事が記録・保存されたことから成立してきた¹⁶。（清）孫星淵輯に係る応邵撰『漢官儀』を見ると、実際の策書が引用され、様々な儀注が記される¹⁷。たとえば丞相が病気になったら、御史大夫は三日に一度容態を尋ねなくてはならない。御史大夫、尚書令、司隸校尉の座席は一人用で、これらを「三独坐」といった等々。これらの知識は瑣末かもしれないが、確かに実践的である。史書は、礼のように世界を体系的に描きだすよりは、実用的な知識を与えることを目的とした。実用性と瑣末さは裏表の関係にある。『隋書』経籍志が、史官に「博聞強識、疏通知遠の士」たることを求めたのは故がある。

故事に官職の沿革も書き込んだのは、制度が動態だからである。たとえば太傅は、呂后元年に王陵が任命され、八年（B. C. 180）に省かれた。それは哀帝元寿二年（B. C. 1）に復活する。されば前漢は太傅がないほうが常態だった。そうであればこそ、太傅の任命に重い意味があることが理解される。時間的な変化も故事の内であって、『周礼』のように官制を無時間的な静態として捉えては、それらは描けなくなる。

このように中世において漢の故事に価値が見出されるようになると、官制の叙述は、『周礼』

より『周礼』の叙述に手を加え、官制を動態として描いた王隆撰・胡広注『漢官解詁』、応邵撰『漢官儀』、応邵注『漢官』の方が模範とされてくる。もちろん中世にも『周礼』を官制叙述の模範とすることがないとは言えない。(晋)司馬彪『統漢書』百官志の原史料である『官簿』¹⁸は、百官志の叙述から司馬彪の加えた本注を省くと、次のように復元される。これは、官名、爵等、員数、属官を記す『周礼』叙官の叙述そのままである。

司徒、公一人、長史一人、千石、掾属三十一人、令史及御属三十六人。

司空、公一人、属長史一人、千石、掾属二十九人、令史及御属四十二人。

同様の叙述は、孫星淵輯の『漢官』にもうかがえ、叙官の形式が広く採用されていたことを知る。しかし司馬彪は、『官簿』に「職分を注」すると称して故事を書き加えていった。そうである以上『統漢書』百官志の叙述は、『周礼』に拠ったというよりは、叙官の形式を採用しつつ故事も書き加えた『漢官』『漢官儀』に拠ったと判断する方が適切である。

司馬彪が加えた注は、後年劉昭が自注と区別するため「本注」と呼んだ¹⁹。ここで問題とすべきは、司馬彪が何に依拠して注を附したのかである。本注には『漢旧注』なる書が二回引かれ(太尉掾史属、令史及御属)、『旧注』なる書も二回引かれている(太子門大夫、太子洗馬)。これらが百官志の史料であるのは確かであるが、当然それ以外の箇所も何らかの書に基づいているはずである。しかしそれらは明示されない。なぜ『漢旧注』『旧注』だけが明示されたのか。

これと同じ事態は、沈約『宋書』百官志にもうかがえ、そこでは「応邵漢官曰」「応氏漢官曰」と『漢官』からの引用が明示される。ただしここで言う『漢官』は、実は『漢官儀』である²⁰。しかしそれはともかく、『漢旧注』『旧注』『漢官儀』が明示されたのは、それらが書名を挙げるに足る権威ある書物と目されていたからに違いない。(梁)蕭子顯『南齊書』百官志の序で最初に言及されるのが胡広『旧儀』と応邵『官典』である。前者は『漢官解詁』であろうし、後者は『漢官』『漢官儀』であろう²¹。蕭子顯は、胡広『旧儀』に対しては「事はただ簡撮するのみ」とそっけないが、応邵『官典』は「殆ど遺恨なし」と絶賛する。当時応邵の書は、官制叙述の名著と目されていた。

そうとすれば、『漢旧注』『旧注』とは一体何か。まず『旧注』から検討すると、本注の引用と同じ記事が輯本の衛宏『漢旧儀』に見えるので本書のことだと考えられる。一方『漢旧注』は、「東西曹掾比四百石、餘掾比三百石。……賊曹主盜賊事」「公史令百石」の二つが引用される。ところが前者は、『後漢書』卷50、銚期伝の劉昭注で『漢官儀』として引かれている。『漢旧注』は『漢官儀』の異名であるかのようである。

しかし両者は別の書である。なぜなら沈約が『宋書』樂志一で『漢旧注』を、百官志で『漢官』(すなわち『漢官儀』)を引用しているからである²²。同じ本ならば、書名が同じでなくてはならない。

されば『漢旧注』とは何か。ここで手がかりとなるのは、『漢旧注』の「公史令百石」なる引用に司馬彪が、「中興以後、注に石数を説かず」とのコメントを附していることである。もし『漢旧注』全体にわたって後漢の石数についての言及がなかったのならば、本書は後漢初建武年間の王隆『小学漢官篇』およびその後継たる胡広『漢官解詁』と関係が深いであろうことが推測される²³。

しかし『小学漢官篇』、それに胡広が注を加えた『漢官解詁』、衛宏『漢旧儀』が時に参照されたにせよ、後世引用されたのは圧倒的に『漢官』『漢官儀』の方が多い²⁴。このことは、六朝期の正史百官志全般にうかがえるところであって、劉昭注にも応邵説が多く引用される。六

朝期における官制叙述が、『漢官』『漢官儀』から大きな影響を受けていたのは揺るがない。

それでは『周礼』は本来の礼書として読まれていくのかということ、そういう側面もあるし、そうでない側面もある。この時代、官名と職掌の羅列である『周礼』が礼書であることに違和感を懐く者が、確かに存在した。

『漢書』藝文志、六藝略、礼に「礼経三百、威儀三千」とある。この礼経、威儀とは何かについて師古注は二つの説を引く。一つは韋昭の説で、礼経は『周礼』三百六十官を指し、三百は概数であるとする。もう一つは臣瓚の説で、「礼経三百、冠昏吉凶を謂う。周礼三百、これ官名なり」といい、礼経は『儀礼』を指すとする。顔師古自身は韋昭説を支持し、礼経は『周礼』、威儀が『儀礼』とする。

ここで注目すべきは臣瓚の説である。臣瓚が誰なのかはよく分らず、西晋の人と推測されている²⁵。しかし、いずれにしろ彼のような理解は、なるほど中世の人が思いつきそうな考えである。

中世とは、史部書が成立した時代であるが、一方で礼が如何にも礼らしい五礼の分野に押し込められていく時代でもあった。『通典』巻41、礼、総叙では、吉嘉賓軍凶の五礼は伏羲以来彰らかとなり、堯舜の時に備わったという。しかし確かなところでは『周礼』春官、大宗伯・小宗伯の鄭玄注に見える。その後の展開では南斉の武帝が五礼を制定させたのが重要な契機であり²⁶、『大唐開元礼』がその「完成形態」を示す²⁷。このように、五礼は中世を通じて整備されてきた。臣瓚にとって、『儀礼』は冠昏吉凶という如何にも礼らしいことを記すが故に礼経と思われた。

一方『周礼』が官名の羅列であると理解されたのは、当時多くの職官書が生まれてきたからである²⁸。その中には、『魏晋百官名』『晋百官名』のように「官名」をうたう書物も出現している。官僚たちは、職員録（「官曹名品之書」）を鈔写して世間に流布し、特に宋、齊以後この種の書物が出まわった（『隋書』経籍志、職官）。臣瓚が、このような職官書に類比して『周礼』を「官名」と理解したのは、十分ありうることである。

2 中世から近世へ

このように中世に史部書が成立し、その数を増してくると、事実上『周礼』を史部書として読む者が出現する。『大唐六典』は、そのような思考の典型といえる。

『六典』が官制叙述の範を『周礼』にとっているのは、『玉海』巻51、唐六典、『直齋書録解題』巻6に記す本書成立の経緯に明らかである。開元10年、玄宗は起居舎人の陸堅に集賢院で六典を編纂するよう命じ、自ら治典、教典、礼典、政典、刑典、事典と記した。その後編纂作業は遅々として進まなかったが、『周礼』の六官に似せて、令や式といった行政規則を、官は属官を従え、事は職掌に帰属させるという体例のもとに記述し（「以令式象周礼六官、官領其属、事帰於職²⁹」）、開元26年にどうにか完成にこぎつけた。

確かに『六典』を検討してみると、『周礼』の叙述を踏襲していることが確認できる。例として宋本『大唐六典』尚書吏部卷第二の冒頭をあげる³⁰（……は筆者による省略を示す）。

吏部尚書一人
 侍郎二人
 郎中二人

員外郎二人
主事四人
令史三十人
書令史六十人
亭長八人
掌固十三人
司封郎中一人
員外郎一人 ……

吏部尚書一人、正三品（周之天官卿也。漢旧儀云、……）

侍郎二人、正四品上（周之天官小宰中大夫也。漢已来尚書侍郎、今郎中之任也。……）

吏部尚書、侍郎之職、掌天下官吏選授勳封考課之政令。……

『六典』は巻頭に官名、員数だけを列挙する。官名、員数はその後品級と共に再度記されるので、巻頭部分の叙述は目次のようにも見える。しかしこれは目次ではなく、内藤乾吉が指摘するように『周礼』の叙官に倣っているのである³⁾。また『周礼』の通例である官名、爵等、員数、職掌の叙述が、爵等を品級に代えて踏襲されている。官制の沿革は独自の記事であるけれども、確かに『六典』は『周礼』の叙述方法によっている。

しかし同時に『六典』が『周礼』を史部書として読んでいるのも明らかとなる。なぜなら『六典』で引用される『周礼』は、沿革の中にはめこまれ、唐制の淵源を記した史料として利用されているからである。すなわち唐制前史を記すため『六典』は、周代は『周礼』、漢代は『漢旧儀』、晋代は『晋令』、といった具合に引用していくのであり、『周礼』は史部書と同列に扱われる。『六典』は『周礼』の礼制の世界観などは問題としておらず、そこに官名と職掌しか見ない。『周礼』は、職官を記した史書に矮小化されてしまっている。

また本書が『周礼』の叙述を踏襲していることを、過大評価するわけにもいかない。すなわち『六典』は、叙述の形式的な体例は踏襲したかもしれないが、玄宗が示唆したような六典構成はとりえなかった。それは現実の唐制がそのように構成されていなかったからであって、編纂がなかなか進まなかったのも、唐制を六典ないし六官に分類するところで頓挫してしまっただからである。そこで体例を一步後退させ、正官の下に属官を記し、国家の業務を職掌の形で記すに止めた。また、『周礼』には本来ない沿革を注の形で挿入した。結局本書は、現状の体制を官名・員数・官品・職掌・沿革の列挙として描くことで落ち着いたのである。

『大唐六典』の成立は、官制の叙述が『周礼』的な叙述から訣別していく契機となった。第一に、あたかも本書が成立したのを見届けたかのように、応邵の『漢官』『漢官儀』が世上から消えていった。すなわち『旧唐書』経籍志、列代職官には『漢官儀』10巻を、『新唐書』藝文志、職官類にも『漢官』5巻『漢官儀』10巻をのせる。ところが『宋史』藝文志では、儀注類に『漢官儀』1巻だけを著録しておりほとんど消滅、『漢官』は全く消滅している。『直齋書録解題』史部、職官類でも、『漢官儀』1巻を著録し、「その全書は亡ぶ」ことが明言されている。

なぜ中世にあれだけ読まれ、引用された『漢官』『漢官儀』が近世になって亡んだのか。この理由については、推測するしかない。おそらく唐末、五代の戦乱で亡んだのであろうけれども、それ以前から本書はあまり読まれなくなってきたのではないか。

唐代から見ても漢代はさすがに遠くなりすぎた。『漢書』百官公卿表が、漢制は秦制に「因循して革めず」というならば、『旧唐書』職官志は、唐制は「皆隋旧に依る」という。中世前

期の諸王朝であれば、漢制は偉大な模範として故事の対象となり、その収集、理解は実践的な意味合いをもった。しかし中世後期の唐朝にはさすがにそのような意味は失われていた。故事は遙かかなたの漢に求めるよりは、まずは自らの王朝の先代にこそ求めるべきである。『新唐書』藝文志、史部にはそのような書を多数著録する。

そもそも古い時代の史料は失われこそすれ、増えることはない。『漢書』に注をつけた顔師古でさえ、旧注を利用し、『漢書』で以て『漢書』を説いたのである³²。されば、漢制について『漢官』『漢官儀』以上の理解が生まれるはずもなく、且つ実践的な関心も失われてくるとすれば、それらは、次第に純粹に歴史的関心から読まれるようになる。顔師古が『漢書』百官公卿表を解釈するに当り、膨大に応邵説を引いたのはそれを示している。

また『旧唐書』経籍志は『漢官儀』と『漢官解詁』の間に、王方慶撰『公卿故事』二巻をのせる。王方慶は唐人で、任希古から『史記』『漢書』の教えを受け、三礼に詳しく、著書は二百巻以上にのぼった（『旧唐書』巻89）。されば、本書も漢制に対する礼制的な関心から生まれた研究書である。『六典』が唐制前史を描くに当り、『周礼』に対してとった態度は、『漢官』『漢官儀』についても該当していたのであって、それらは本来実践的な意味あいをもつ職官、故事ではなく、正史職官志に近い読まれ方をされていたのである。

『隋書』経籍志と『旧唐書』経籍志、『新唐書』藝文志を比較すれば明らかであるが、『漢官』『漢官儀』に限らず、古い書籍は続々と亡んでいる。『漢官』『漢官儀』は書物としては亡んだが、これ以後は引用として残る。『周礼』の官制叙述から直接的な影響を受けた書は亡び、間接的な影響を受けた『大唐六典』が現代に至るまで生き延びていく。それは、後世の者にとって『漢官儀』よりこちらの方がよほど有用な書であったからである。

しかし『大唐六典』こそは、『周礼』的な官制叙述の掉尾をかざる大作だった。これが『六典』が官制叙述史上もつ第二の意味である。このことを述べているのは、『四庫全書総目』職官の序である。

前代の官制、史に多く著録す。然るにその書恒に伝わらず。南唐書徐鍇伝に称するに、後主齊職制を得。その書、觀うこと罕なり。ただ鍇のみこれを知る。今またその名を挙ぐる者なし。世に称述せるところ周官のほか、ただ唐六典最も古きのみ。蓋し官を建つるは百度の綱たり。その名品職掌、史志必ず大凡を撮挙し、参考に備うるに足る。故に本書繁重にして、反って人の觀るに倦むところとなる。且つ惟うに廟堂に政を議するに、乃ち旧典を稽がう。その間、元豊の変事の如きは、事しばしばは逢わず。ゆえに著述の家あるいはこの学に通じて用いるところ無し。習う者少なければ則ち伝うる者また稀なり。今採録するところ、大抵唐宋以来一曹一司の旧事にして、儆戒訓誥の詞と今釐めて官制・官箴の二子目となす。また以て掌故を稽考し、官法を激勸するに足る。

職官書が亡んでいく理由は、ここに説いて余すところがないが、筆者が注目するのは、四庫全書に著録する職官書が、おおむね「唐宋以来一曹一司の旧事」だという指摘である。これは存目を見ても同様に確認される。すなわち、『周礼』『六典』のように一代の官制の全体を叙述する職官書は、『六典』で終焉し、この後は、官制の部分的な叙述が主流となる。ここで改めて注意を喚起するため繰り返しておくならば、明清の『会典』は政書であり、また外官を欠くが故に官制の全体を描いてはいない。

官制の全体を描くものとしては、(宋)孫逢吉『職官分紀』50巻があるが、これは四庫全書で類書に分類されているように、当代の官制を描くというよりは、宋制の歴史的沿革を諸書を

引用して描くところに主眼があり、職官書のもつ実践性とは性格を異にしている。

また司馬光の『百官公卿表』10巻もあるが、これは宋初建隆から熙寧におよぶ任官者の年表である（『文献通考』巻202）。これは、『漢書』百官公卿表を復活させたものといえ、宰相参知政事枢密副使で一卷、三師三公左右僕射東宮三師三少賓客で一卷というように、いくつかの官職をまとめて表としていた。本書はそのうちの7巻が李燾に伝えられ、彼はそれと合わせて142巻本に増補した。問題は、ここに『漢書』百官公卿表の前半に載せられていたような故事が書かれていたかどうかであるが、李燾は「その故事は則ちまさに別に統紀に見わし、ここには重ねて列せざるべし」と言っており、無かったことが判明する。さればこれを『周礼』的な叙述の書とすることはできない。

『四庫全書総目』の説を承認するならば、『周礼』のように官制の全体を描くことが世界の全体像を描くことになるという考えは中世で亡び、近世に引き継がれなかったのである。『六典』以前に成立した正史百官志の中で、官制が世界に対して包括性を有していることを述べるのは、『漢書』百官公卿表『晋書』職官志『隋書』百官志である。『漢書』では、三公は何かという議論の中で、司馬は天、司徒は人、司空は土を主さどり、これらが三公だという説を紹介する。『晋書』『隋書』は、冒頭で『易』繫辭伝「天は尊く地は卑く、乾坤定まる。卑高既に³³陳なり、貴賤位す」「天、象を垂れて、……聖人これに則る」を引き、天の包括性が官職の淵源にあることを示す。さらに『六典』以前の百官志は、その序で盡く周制に言及する。唯一『宋書』は序を欠くが、かわりに本文中で頻繁に言及する。

玄宗が治典以下の六典を紙に記して編纂方針を示したというのも、このような思潮の一環として理解される。すなわち彼は、この新たな職官書によって、世界の全体を描かせようとした。それは歴史（沿革）、現代（唐制）の二面においてそうしようとしたのである。

前者は、周以来の官制が如何にして唐制に結実したかという故事を書きこむことによって果たされた。後者は、六官構成をとれなかった点で思うようにはいかなかったのであるけれども、しかし少なくとも唐の官職を網羅し、それで以て国制の全体像を提示しようとした。内藤乾吉は『六典』制作の意図を論じて、「唐官を以て一王の典を作るにあり、少なくとも周官を周礼と称する意味に於て唐六典を礼典とする心持があつたであろうと思う」という。筆者は内藤説を更に推し進め、礼典には、世界に対する包括的理解という意味合いがあつたものと考え³⁴。

それに対して『六典』以後に成立した『旧唐書』職官志『新唐書』百官志の序は、僅かに隋制に言及するだけで、唐制の概観に終始している。ましてや官制の世界に対する包括性など論じはしない。確かに『宋史』職官志のように前史を大きく概観するものもあるが、これはむしろ例外である。世界を官制から概観することができるという発想は、基本的に中世で失われたのである。

官職を網羅的に叙述する職官書にとって代わったのが、『会要』である。『会要』は宋代以降続々と現れてきた政書である。これらは官職を叙述するのではなく、故事を叙述する。たとえば（宋）章得象『三朝国朝会要』150巻について『郡齋讀書志』は、「天聖中、詔を被り、国朝の故事、因革制度を以て編次す」という（子部類書類）。『六典』が、官職の体系として描かれるのに対して、『会要』は事体の体系として描かれる。たとえば有名な王溥の『唐会要』は、帝号、雜録、追諡皇帝、雜録、というように叙述していく。なるほど官職についての叙述もあるが、それは事体の一つとして描かれるにすぎない。

これらの書は、起源をたどれば『隋書』経籍志の旧事に行き着く。『四庫全書総目』政書の序に言う。

藝文を志るす者、故事の一類あり。その間祖宗法を創り、奕葉慎しみ守るは、これ一朝の故事たり。後鑒前師、時と損益するは、これ前代の故事たり。史家の著録するは、大抵前代の事なり。隋志に漢武故事を載せ、濫りに稗官に及ぶ。唐志に魏文貞故事を載せ、家伝に横牽す。名に循い誤りて列するは、義例殊に乖く。今遺文を総核し、ただ国政朝章、六官の職とするとところの者を以てこの類に入れ、以て周官故府の遺に符す。

『四庫全書』政書類の最初に来るのが杜佑『通典』200巻であって、そこでは全体が食貨、選挙、職官、礼、楽、刑、州郡、边防に分けられている。これは、『周礼』の天地春夏秋冬とは全く異なる世界認識であるが、重要なのは、杜佑がこの編目を意味づけていたことである。巻一に序があり、大要以下のようなことを主張している。

道を理めるためには、教化を行なわなくてはならず、教化を行なうためには、衣食が足りていなくてはならない。教化の実現のためには職官を設け、選挙で官僚を選抜する。職官が設けられると礼楽が興り、教化が墮落したなら刑罰を用いる。州郡を設けて人々を管轄させ、边防を置いて異民族から守る。されば食貨、選挙、職官、礼、楽、刑、州郡、边防という順番で叙述する。

このような八つの事体から世界を理解しようというのは、『周礼』と違う世界認識である。しかしこのような新たな認識が生まれていたことは、杜佑が中世後期の人であって、彼もこの後に訪れる世界観の新展開の先駆けの一人であったことを思わせる。

ただしこのような政書の世界分類が、『周礼』のような網羅性・包括性を誇るものであったかということ、そうとは言えない。すなわち天地とか春夏秋冬ならば、それで世界は完結する。これらからは、全体の存在が想定される。その意味では、職官も同様である。膨大な数があるにせよ、全ての職官を列挙することができる。されば職官には全体が存在する。しかし政書の分類はそうではない。食貨、選挙といった事体の名前をいくら積み重ねても、それらは全体を表現しない。

『通典』の原本は、劉秩の『政典』35巻である。本書は『周礼』の六官の職掌から門を分けて35巻したというが、この改変が重大な意味をもっていたのである。すなわち天地春夏秋冬の篇目を様々な人事に改変した段階で、それは世界に対する全体性、包括性を失った。杜佑は、「条目未だ盡きず」と考えさらに篇目を増やし、『開元礼』や楽も加えて200巻とした(『旧唐書』巻147、杜佑伝)。この後の政書は『通志』にせよ『文献通考』にせよ独自の様々な篇目を立てるが、それらはどれも世界の部分的な叙述にしかなり得ないのである。そもそもこれらは、現実の政策に資するとか、典章経制の因革を明らかにしようとしたものであって、世界の全体を描こうなどとはしていない³⁵。

しかし世界の全体像を描こうということは、本来不可能な無理難題である。概念的には包括的たり得ても、それを実体化しようとする段階ですぐに破綻がくる。上位概念は包括的でも、下位の現実によりてきた段階で恣意性が露呈するのであって、そのような無理難題から撤退していくのは必然でさえある。

『史記』礼書は礼の包括性を、「礼は人由り起く」と表現する。人間に欲があるから紛争が起きる。されば、先王はそれを防ぐために礼義を制定し、欲と物のバランスが取れるようにした。これが『史記』の説く礼の起源である。人欲という人間存在の根源にまで遡るのであるならば、確かに礼は人事の全てを包括することになる。

しかしこれは一方で礼に過剰な課題を負わせるものともなる。礼は、人事の何もかも抱え込

んでしまうので、早晚そこから礼ならざるものを析出し、自らを限定していかざるを得ない。この間の事情については、すでに服部宇之吉が述べている。

礼ノ範囲ハ上記ノ如ク広大ナリ。故ニ哲学的ニ其ノ意義ヲ論ズレバ、子産ノ語ノ如ク天經・地義ト言フモ亦当然ナルノミ。古人ノ礼ヲ重ンジタルモ、マタ其ノ僅ニ儀式・作法タルニ止マラザリシヲ以テナリ。但、後世社会分化ノ進ムニ随ヒ、古ノ礼ニ含マレシ国家統治機関ニ属スルモノハ職官・刑法・親族・相続等ニ関スルモノハ法、又ハ律令等ニ規定セラレ、彪然タリシ礼ハソレゾレ分化セラレ、礼ハ専ラ国家ノ典礼、朝野ノ儀節、上下ノ服飾等ヲ意味スルニ至リ、随ツテ礼ノ範囲狭キヲ加フルニ至レリ。（『礼記解題』『漢文大系礼記』）

服部は礼の縮小化をむしろ必然としているが、それは彼が世界の全体性を別の形で措定している近代の日本人だからで、このような動きは、宋人からは礼の矮小化として批判されていた。欧陽脩の『新唐書』礼楽志序に言う。

三代より上、治一より出で、礼楽天下に達す。三代より下、治二より出で、礼楽虚名と為る。

三代において礼楽は、朝廷による統治のあらゆる場面で貫徹していた。されば庶民に対する教化も、住居、動作、衣服、飲食といった日常的な生活場面で実行されていた。しかし秦以後の統治者は、帳簿、裁判、軍の補給に急であり、これこそ政であるといい、礼楽は時に郊廟、朝廷で行うにすぎない。されば礼楽は虚名となった。別言すれば、三代において民に対する統治と民への教化が一本であったのが二本立てとなり、統治だけが重視された。教化は形骸化の度合いを進め、礼楽は有司に独占されて民の日常から遊離していく。それを欧陽脩は、礼の末節と批判する。

漢より以来、史官の記すところの事物、名数、降登、揖讓、拜俛、伏興の節、皆有司の事なるのみ。いわゆる礼の末節なり。

すなわち欧陽脩は、礼の全体的・包括的性格を原理原則として堅持している。さればこの議論を朱子は「古今不易の至論」と評価し、明の邱濬も「古今礼楽の事を盡すと謂うべし」と賞賛する（『大学衍義補』巻37、総論礼楽之道）³⁶。

しかし実態としては、官制は礼制から分離せざるをえない。彼らといえども、古礼を現代に復活せよなどと過激なことを主張するわけではない。朱子は現代に古礼は行ない難いから、その大意が実現されていれば良いとし（『朱子語類』巻84）、邱濬も三代礼楽の意が政治に寓されていれば良いとする（『大学衍義補』巻37）。『周礼』を実行せよなどと主張するわけではない。

3 全体性への希求

このように『周礼』に範をとる官制叙述は、『大唐六典』をもって終焉を告げる。このあとの官制叙述は、職官なら一官一曹というように部分に絞って叙述されるか、政書なら事体の一環として描くかである。何れにしる、職官の全体を描くことが世界の全体を描くことになるとの前提は崩れたのである。

一方『周礼』は、唐宋時代それが科挙の試験科目となったためもあり、經典化の度合いを強め、経書の中に踰躋していく。賈公彦『周礼正義』王安石『周官新義』は、その重要な契機である。特に王安石が新法改革の理論的指針として『周官新義』を位置づけたため、それ以後『周礼』は、何かと政治の色合いを帯びざるを得ない職官書としてよりは、礼書として読まれるようになったようである³⁷。注目すべき議論は二つある。一つは古礼たる『周礼』はなぜ現

実に適用できないのかといった議論であり³⁸、もう一つは『周礼』の復元である。

前者については、王莽、王安石が『周礼』を現実に適用しようとして失敗したと言われるのが常である。この両人は極端に評判が悪いので、このことだけを以て適用不可能は証明済みとする論者もいるが³⁹、重要なのは馬端臨『文献通考』巻180、経籍志の説である。ここでは、『周礼』が現実に適用できない所以が考察されている。

馬端臨は、『周礼』の制度を完備したものとみていた。しかし統治の一点に関していえば、完備さはむしろ混乱を招く。

独り百姓と交渉せるの事は、則ち後世ただ簡易闊略を以て便となす。周礼の法を以てこれを行なわば、必ず民を厲しいたげ乱みちびを階くに至る⁴⁰。

『周礼』は、本来封建制のような規模の小さな世界を統治するためのプランだった。当時の諸侯卿大夫は、誰もが賢者であったわけではないが、所領に対して一体感をもっており、煩瑣な統治方法であっても問題は生じなかった。然るに封建から郡県に変わったことによって統治の規模が拡大し、大量行政が発生した。統治は次から次へと交代する官に委ねられ、無能な官は胥吏にまかせきりである。されば『周礼』に基づいて統治しようにも、業務が煩瑣であるから政事は混乱し、政事が混乱するので民は不利益を被る。大量行政のもとにおいては、最善を目指すべきではなく、次善を目指すべきである。

ゆえにその民に臨む者、未だ嘗て以てこれを養う有らざるも、苟もこれをして自らその養いを失すること無からしむればこれ可なり。未だ嘗て以てこれを教うる有らざるも、苟もこれをして自らその教えを失すること母からしむればこれ可なり⁴¹。

このように『周礼』に載せる煩瑣な統治法は、封建の時代には実行できるが、郡県の時代には実行できないというのが、彼の結論である。『周礼』の官制が歴史的存在であることは、この段階で理論的に解明されてしまった。

もう一つ宋以後の『周礼』研究の中心問題は、『周礼』の復元である。『周礼』は当初から冬官を欠いており、考工記で補われていた。しかし復元論者は、冬官は欠けているのではなく、他の五官の中に紛れているのだと主張する。つまり『周礼』全体が錯簡していると理解するのである。このような説を唱えたのは宋の俞庭椿『周官復古編』3巻で、彼に言わせれば、冬官を復元することは、同時に他の五官の誤りを正すことになるのだという。

この『周礼』復元説はその後の研究に深刻な影響を及ぼし、『周礼』の篇次の再編が盛行する。(宋)王與之『周官訂義』80巻、(元)丘葵『周礼全書』6巻、呉澂『周礼考注』15巻、(明)何喬新『周礼集注』7巻、柯尚遷『周礼全経釈原』14巻はその主要な成果である。その結果『周礼』の篇次は、諸説紛々というべき状態になり、どのテキストが真実なのか皆目不明となってしまった(以上『経義考』)。

元明時代になると、『周礼』は科挙の科目から外された。『四庫全書総目』は、『周礼』『儀礼』は明になってほとんど絶学となったという(周礼伝提要)。当時『周礼』を読むのは、一部の熱心な者だけになっており、彼らがそれぞれ持論を展開した。『周礼』は、漢代に出現した時から疑信相半ばする状態であったが、このような状況になると疑念が噴出し、それが本当に礼書であるのか、さらには経書であるのかさえ怪しくなってきた。

元の呉澂は『周礼考注』の自序で、『周礼』は官の設置から言えば周官であり、制度の創始からいえば周礼であるという⁴²(朱彝尊『経義考』巻125)。これはまだしも折衷的な見解であるが、明初の朱升に至ると、周公の六典は、本来官を名づけたものであって、礼を記したもので

はない（『周公六典、本以命官而非以礼記』）。そこに記される礼は、職掌で関連するものだけであると周礼非礼書説を展開する（『経義考』巻120）。明中期の楊慎は『周官音詁』の序で、「周礼は瀆乱不經の書なり。前人これを論じて詳らかなり」と断定し（『経義考』巻127）、後期の郝敬に至っては、「六経に聖人天下を治むるの道あり。この書は後世天下を治むるの法なり」という。聖人は道を貴び法を貴ばないのであって、「周礼の書はただ法のみ」と『周礼』が経書であることを否定する（『経義考』巻120）。彼はとりわけ過激で、『周礼』は空中樓閣（『懸空鋪張』）であるとまで断ずる（『経義考』巻134、儀礼節解）。

明代、『周礼』に対する理解が以上のような論調であったとすれば、『大明会典』の源流を『周礼』に求める滋賀秀三説を認めるにしても、もう少し丁寧な説明が求められよう。そもそも『大明会典』の序、凡例は『周礼』に言及しない。むしろ『会典』は巧みに『周礼』を避けているように見える。

弘治帝序では、周は禹湯文武というように夏殷と並称されているにすぎない。正徳帝序は、確かに「周の礼制、大いに備わると号称す」というが、「下って漢唐宋に及び、皆会要有り。而して唐の六典尤も詳にして且つ悉なり」と続け、『大唐六典』を明言して『周礼』に言及しない。万暦帝序も、明制は「周道と並び隆し」というが、『周礼』には触れない。

唯一万暦会典の「進重修大明会典表」に、「遠くは虞書に倣いて九官を列し采を亮ことにす。近きは周礼を参して六職を標し以て提衡す」と『周礼』を参照したかのように言う。しかし張居正らの会典重修の題奏に礼部の題本を引き、「大明会典の一書は、即ち唐宋六典会要の遺意にて以て一代の章程を昭らかにし、万年の成憲を垂らす」と、『六典』『会要』に範を取ったことだけを明言する。されば表が『周礼』へ言及したのは、必ずしもその体例に依ったことを強く主張しているものでは無かるう。

ただし筆者は、滋賀説を否定する者ではない。滋賀は『会典』と『周礼』の間に直接的な継承関係があると主張しているのではなく、両者の間に間接的な系譜関係があることを言うに過ぎない。つきつめて言えば、『周礼』『会典』の間に時間的前後関係があり、そこに本質的な類似があると判断されれば、両者の間に系譜関係があると主張しうる。されば類似をどこに求めるかによって様々な系譜論が成立する。滋賀は、それを官職の列挙による国制の総攬という叙述の方法・目的に求めたのである。

『周礼』『六典』『会典』の間に系譜関係を認めるのは、滋賀が最初ではない。最も早いところでは明の王鏊がそう考えていた。正徳年間、『会典』の編纂に携わり、内府蔵の『六典』を鈔写していた彼は、その後故郷で『六典』の復刊に従事する。『震沢集』巻13に「重刊唐六典序」を載せ、「三代の制、周より盛んなるは莫し。周礼は聖人の作なれば、いまだ敢えて遽かに議せず。周の後、唐より善なるは莫し。唐に六典あり」という。彼は、『会典』編纂時に『周礼』『六典』を参照したことをいう。これらはどれも「一代の制」を著したものである。また『四庫全書総目』欽定大清会典の提要では、『周礼』『六典』『元典章』『明会典』という系譜を示す。これらはどれも「官を以て事を統べ、事を以て官に隸す」という体例をとる。

ひるがえって日本では、狩野直喜、小島祐馬が礼制としての系譜関係を認めている⁴³。小島によれば、礼は、未開社会において団体の秩序を維持するため行なわれた祭祀の形式面に由来する。それを政治組織や行政準則として規定したのが『礼記』王制篇、『周礼』であって、『六典』『会典』はその系譜をひく。それらの間に「本質的には全く異なる所は無」く、「行政法典と称しても敢えて差支ないもの」である⁴⁴。

ここで小島が『会典』を行政法典と目しているのは、『会典』と近代的行政法典の間に、系譜関係を見出してしまったからであるが、筆者としてはそこまでの類似を見出す気にはなれない⁴⁵。しかしこれらに礼制としての系譜関係を見出してしまふのは納得できる。礼を、社会の全体性にかかわる秩序の体系、小島いうところの「広い意味の礼」⁴⁶と解するからである。

全体的秩序という観点から考えると、明中期になぜこのような『周礼』まがいの書が編纂されねばならなかったのかも理解される。現実の行政は、『会典』なしで動いているにも関わらず、なぜこのような国制を総覧した書が編纂されねばならないのか。それは、この時代国制に対する全体的・包括的理解への希求が芽生えてきたからである。

正徳帝序にいう。本朝は洪武帝が『諸司職掌』を制定し、それは「億万年の大法」でもあった。その後の皇帝達は、洪武帝の本意を失わないながらも、その時々施策を行ってきた。

然れば歲月既に積み、簿籍愈々繁く、曹を分ち署を列し、或いは徧く觀、盡く識る能わず。

下の遐方僻壤、閭閻草野の民に至りては、蓋しこれに由りて知らざる者あらん。

すなわち大量行政の結果として前例が膨大に蓄積され、国制に対する見通しが悪くなってきていた。このような認識は、正徳帝に限らず『会典』のそもそもの編纂、その後の修改に一貫している。弘治帝が内閣へ下した勅諭には、「ただその條貫は簡冊卷牘の間に散見し、凡百の有司は考拠に艱しみ、下閭里に至りては、或いは未だ悉くは知らず」といい、嘉靖帝が内閣へ下した勅諭にも「典礼の因革、事例の増損また復た煩多なり。恐るらくは、数十年の後、卷冊浩穰し、条貫繁瑣にして真を失するの弊また或いは前の如し」という。故事は時間とともにひたすら蓄積するので、整理しない限りは無限に肥大し続ける。

そのような故事の膨張に抗して全体性を回復する努力の成果が『会典』であった。皇帝たちは「威な理に当りその宜しきを得」（弘治帝序）、「綱挙げ目張る」（正徳帝序）「この政を執らば堅きこと金石の如く、この令を行なわば信ること四時の如し」（万暦帝序）と、国制が無秩序から秩序ある状態へ移行したことを賞賛する。

そうとすれば『会典』に『周礼』『六典』の面影が被さってくるのは、自然な連想である。しかし、それでは『会典』が回復した全体性とは何なのだろうか。弘治帝序に、古より帝王は天下に君臨するに当り、必ず一代の典でもって治め、それは、「天理の寓する所に一なるを越えず」という。ここでは、天理という言葉によって、全体性が指定されている。

それは礼のような全体性であろうか。なるほど『会典』に礼制との系譜関係を見出すのは一面納得できる。しかし『会典』とは、先ずもって『通典』『会要』の系譜を引く故事の書である。それは、礼書たる『周礼』のように、麗しい六官構成を取ることによって、世界の全体像を描いて見せはしなかった。それは官職別の篇次をとる。しかし職官書たる『六典』のように、官職を網羅することによって、官制の全体像を示しはしなかった。

政書にとって国制の全体像は、そもそものようなものとして理解されていたのか。それとも弘治帝謂う所の天理とは、単なる修辭に過ぎず、各皇帝たちが明言している国制秩序の回復も、例の整理からもたらされた刹那的な安堵に過ぎないのであろうか。これらに答えるためには、もはや史学史からのアプローチだけでは追いつかない。明制の制度設計の理解へと踏み込まねばならない。

展望

しかし以上の問題を考えるには、もはや紙数も尽きている。ここでは今後の研究の手がかりをつかむため、明以後の『周礼』研究を簡単にたどっておきたい。権威は低下したとはいえ、官制の全体性について示唆を与えてくれるとしたら、『周礼』を措いて他にはないと思うからである。

さすがに明末ともなると、篇次を勝手に変える（「割裂」）ことへの批判がおき、古本『周礼』の面目が復活する。万暦年間には郭良翰『周礼古本訂注』6巻が現れ、郎兆玉『古周礼』6巻、孫攀『古周礼釈評』6巻と続く（『四庫全書総目』礼類存目一）。

しかし清朝になっても『周礼』に対する疑念は相変わらずであった。清初の孫希旦は『礼記集解』において、『周礼』は「制治、立法、設官、分職之書」であって、天下の事で包摂しないものはないから「礼典」もその中に含まれているが、純然たる礼書ではないと断ずる（「而非專為礼設也」。『礼記集解』巻一）。中期の方苞『周官集注』に至っては、『周礼』は六官の程式であって、礼の叙述ではない（「非記礼之文」）。後の儒者は、『漢書』藝文志の礼家に周官六編が採録されているので、その誤りを踏襲しているに過ぎないと主張する（『四庫全書総目』周官集注⁴⁷）。

このように『周官集注』は、『周礼』の礼書たる所以を徹底的に批判するのであるが、一方でそれは『四庫全書』に著録され、「持論醇正にて初学において頗る裨ありと為す」と推奨される（『四庫全書総目』周官集注）。どうも清朝において周礼非礼書説は、それほど過激な論でもなかったようなのである。

清朝考証学『周礼』研究の最高峰は、清末の孫詒讓『周礼正義』である。彼は『周官集注』を見ており⁴⁸、基本的にその立場を継承している。『周礼』は「周代法制の総萃せるところ」（周礼正義略例）であり、礼経と呼ばれるところの『儀礼』が「礼の正経」で、『周礼』は「官政の法⁴⁹」である（『周礼正義』巻1、周礼疏）。更には、周礼講義用のテキストを『周礼政要』と名づけてもいる⁵⁰。孫詒讓が、事実上本書を政書と目していたのは明らかである。

しかしその自序において、彼が『周礼』に政だけでなく教の側面も見出しているのは注目されねばならない。

その関き意、眇なる旨は、通じて常変にあず関かる。その大較をしう権ふるに、要は政教二科を越えず。（周礼正義叙）

もっとも教という言葉で彼が念頭においていたのは、伝統的な礼というよりはむしろ近代的な教育なのであるけれども、孫詒讓が『周礼』に礼書としての側面も認めていたのは間違いない。それは、『周礼』の官制に対する彼の理解に現われる。

荀子正名篇に、刑名は商よりし、爵名は周よりすと云う。楊倞の注に、爵名は五等の諸侯及び三百六十の官を謂うなりと云う。然れば則ち秩官の制、周より備わるは莫し。この経六典を建立し、洪纖畢く貫き、精意眇旨は天地に瀰綸す。その西周の政典たるや焯然として疑い無し。故に劉歆以て周公の太平を致すの道と為し、鄭その説を申ね、定めて周公撰政六年の制するところと為す。（『周礼正義』巻一、周礼疏）

彼は、『周礼』の官制を爵の階層構造として捉えた。なるほど爵制こそは紛れもなく礼制の範疇である。しかもそれは官制の全体を貫通してもいる。爵制こそが『周礼』官制の全体性を引き受ける、というのは魅力的な見通しである。

彼の生きていた清代の官制において、爵は皇族、旗人とといった一部の者に与えられるものであって、官制の全体を階層づけるものではなかった⁵¹。それに対して孫詒讓は、『周礼』の官制は爵制によって階層づけられていたとみなす。ここにおいて我々は、清朝と『周礼』の官制の間に設計上の相違があることを知るのである。それでは清朝の官制の全体性は、爵制でなく何によって与えられていたのか。明朝ではどうなのか。これがつきなる問題として現れてきている。

註

- 1 滋賀秀三「大清律例をめぐる」『中国法制史論集——法典と刑罰——』創文社、2003年、303～304頁。この説は、同書の「法典編纂の歴史」第八節、明・清——律、例、典の時代、において敷衍されている。学説史的に言えば、滋賀説は、会典＝行政法典説（『清国行政法』第一編第二章）に対する批判となる。
- 2 「法典編纂の歴史」『中国法制史論集』25頁。その項題「経書の影」は言い得て妙である。
- 3 『後漢書』巻114、曹世淑妻（班昭）伝によると、表は班昭が完成させたとあるが、劉知幾『史通』巻12、古今正史では馬統がつくったという。西脇常記編訳注『史通外編』東海大学出版会、2002年、112～113頁に諸説を載せる。
- 4 『易経』繫辭下伝「上古結繩而治、後世聖人易之以書契、百官以治、万民以察、蓋取諸夬。」聖人による教化こそが、官制の淵源なのである。
- 5 錢大昭『漢書辨疑』に「侯、当作為候。衛尉屬官有諸屯衛候司馬二十二官。逸其姓名、故但書其官」という（陳國慶編『漢書藝文志注釈彙編』中華書局、1983年）。
- 6 正史の志が礼経に倣うことは、劉知幾が主張する（『史通』巻3、書志）。
- 7 董仲舒『春秋繁露』巻7、官制象天では、官制と天（暦法）との相即関係が詳論される。
- 8 山田勝芳『中国のユートピアと「均の理念」』汲古書院、2001年、57頁
- 9 孫詒讓『周礼正義』巻1に荀悦『前漢紀』成帝篇などを引いてのべる。
- 10 章学誠『校讐通義』内篇三（『漢書藝文志注釈彙編』）
- 11 『周礼正義』巻1で、各官巻頭の叙官の通例として官名、爵等、員数をあげる。職掌は筆者が加えた。
- 12 王隆の伝は、『後漢書』巻110上に見える。
- 13 『隋書』経籍志、史部、職官「漢末、王隆、応邵等以百官表不具、乃作漢官解詁、漢官儀等書。」『漢官解詁』については、佐藤達郎「胡広『漢官解詁』の編纂——その経緯と構想——」『史林』86-4を見よ。
- 14 劉千秋が劉珍の誤りであることは、注13佐藤論文に指摘がある。
- 15 注13『隋書』経籍志。本書は、応邵の『後漢書』巻78、本伝では漢官礼儀故事という。『隋書』経籍志では『漢官』と『漢官儀』の二書として著録する。
- 16 井上進「四部分類の成立」『名古屋大学文学部研究紀要（史学）』45、1999年。応邵も漢の旧章が失われるのを歎き、袁紹のもとで本書を著したのである（『後漢書』巻78）。
- 17 孫星淵等輯、周天游点校『漢官六種』中華書局、1990年
- 18 劉昭注に『百官簿』ともいう。
- 19 「臣昭曰、本志既久是注曰百官簿。今昭又採異同、俱為細字、如或相冒、兼應注本注、尤須分韻。故凡是旧注、通為大書、称本注曰、以表其異。」
- 20 『宋書』百官志の太后三卿、尚書（二箇所）、秘書監、謁者僕射に『漢官』を引用する。太后三卿および尚書の「置郎三十六人」は見落とされたようであるが、それ以外は孫星淵輯の『漢官儀』にみえる。なお尚書で引かれている『漢儀』は、衛宏の『漢旧儀』のことである。
- 21 官典は、（漢）蔡質『漢官典職儀式選用』からすれば、漢官典職の略であろう。
- 22 『宋書』楽志一、「漢旧注曰、箠、号曰吹鞭。」
- 23 『宋書』楽志で引用される『漢旧注』とよく似た記事が、応邵『風俗通義』巻六に「箠、謹按漢書旧

- 注、箠吹鞭也、箠者撫也、言其節撫威儀」と見える。漢旧注は、漢書旧注の誤りのようであるが、漢書旧注なる語は、『文淵閣四庫全書電子版』上海人民出版社、1999年で二例しかヒットしない。両者別本であるか、漢書旧注が漢旧注の誤りなのかもしれない。応邵が『漢官解詁』に拠った可能性もある。
- 24 『漢官六種』にのせる輯佚状況からこのように判断される。
- 25 顔師古の漢書叙例では、臣瓚の姓氏・郡県は不詳とする。王先謙は、『漢書補注』で西晋の人であろうとする。
- 26 『通典』巻41、礼、総叙。
- 27 池田温「大唐開元礼解説」『大唐開元礼附大唐郊祀録』古典研究会、1972年。
- 28 この分野は、現在のところ輯佚が進んでおらず、研究が遅れているようである。邱敏『六朝文化叢書 六朝史学』南京出版社、2003年、215頁
- 29 『玉海』はこの一文を韋述伝によると言うが、『新唐書』巻132、韋述伝の記事とやや異同がある。
- 30 『宋本大唐六典』中華書局、1991年
- 31 内藤乾吉「唐六典の行用に就いて」『中国法制史考証』有斐閣、1963年、71頁
- 32 吉川忠夫「顔師古の『漢書』注」『六朝精神史研究』同朋舎、1984年
- 33 既は『十三經注疏』では以につくる。
- 34 内藤論文の弱点は、礼典を如何なる性格のものとして捉えているのかあまり深めていないところにある。律令・実用に対するに礼典・非実用という枠組みがあるようであるが（84頁）、近代日本人の常識を過去に延伸しているにすぎないように見える。
- 35 『通典』巻一、序「所纂通典采群言、徵諸人事、將施有政。」「文獻通考」自序「然公之書（司馬光『資治通鑑』）詳於理亂興衰、而略於典章經制、非公之智有所不逮也。」
- 36 この序は『大明會典』弘治帝序でも引用される。
- 37 『周官新義』については、吾妻重二「王安石『周官新義』の考察」小南一郎編『中国古代礼制研究』京都大学人文科学研究所、1995年が詳しい。（宋）鄭伯謙『太平經国之書』のように官制的な関心から『周礼』を読んでいる者もいるが、それがこの後の『周礼』の読み方の主流とは考えられない。
- 38 これについては、清末の皮錫瑞『經学通論』三礼、「論周礼在周時初末舉行亦難行於後世」「論周官之法不可行於後世馬端臨文献通考言之最晰」に主要な議論が紹介されている。
- 39 『經義考』巻120、周礼にのせる黄震の説。「此書出於王莽、用於安石、皆亂天下、恐不可以其名列於經、而盡信其書必古書也。」
- 40 「独與百姓交涉之事、則後世惟以簡易闊略為便、而以周礼之法行之、必至於厲民而階亂。」
- 41 「所以臨乎其民者、未嘗有以養之也、苟使之自無失其養、斯可矣。未嘗有以教之也、苟使之自毋失其教、斯可矣。」
- 42 この議論は、『經義考』巻120によれば賈公彦説「以設位言之、謂之周官、以制作言之、謂之周礼」にもとづく。しかしこの文章は賈公彦の周礼疏、儀礼疏には見えず、王応麟『玉海』巻39、芸文に見える。
- 43 狩野直喜『中国哲学史』岩波書店、1953年、175頁、小島祐馬「中国古代の祭祀と礼楽」『古代中国研究』平凡社復刊本、1988年、44頁。これらの存在は、奥村郁三「大唐六典」滋賀秀三編『中国法制史——基本資料の研究』東京大学出版会、1993年、259～260頁によって知った。
- 44 小島祐馬「中国の政治思想」小島祐馬著、内田智雄編『政論雑筆』みすず書房、1974年、74～76頁。
- 45 『会典』＝行政法典説については、注1を参照せよ。
- 46 小島祐馬「中国の政治思想」76頁。
- 47 以上は『周官集注』の条例にみえる主張で、それを『四庫全書総目』が引いたのである。
- 48 周礼正義略例
- 49 この評価は、『隋書』経籍志に見える。
- 50 王鏊編著『三礼研究論著提要』甘肅教育出版社、2001年、0454番の提要では、「純為時政而作」という。
- 51 光緒『大清会典』巻12、吏部驗封清吏司、および『清稗類鈔』爵秩類に清朝の爵制の概要が見える。